

[平成 27 年度アンケート調査より]

都市計画業務におけるプロポーザル等による望ましい発注方式

～プロポーザル方式や総合評価方式などの発注に役立つ情報～

【資料 2】 参考となる事例の個別カルテ

	ページ
事例 27-① 八戸駅前広場整備基本計画策定業務	1
事例 27-② 桶川市坂田地区公共施設等整備支援業務委託	5
事例 27-③ 北区バリアフリー基本構想策定委託	6
事例 27-④ 八戸市新産業団地開発基礎調査	9
事例 27-⑤ 東調布公園再整備基本構想	10
事例 27-⑥ 北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査 業務	13
事例 27-⑦ 都市計画道路の整備に向けた大泉学園駅南側地区まちづくり 検討委託（その 1）	17
事例 27-⑧ 平成 26 年度弘前駅前北地区直接施行実施計画書作成業務	20
事例 27-⑨ 守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合 戦略策定支援業務	21
事例 27-⑩ 自由が丘東地区街づくり活動支援及び同地区基礎調査業務委託	24
事例 27-⑪ 都市再構築のための調査業務	27
事例 27-⑫ （仮称）安満遺跡芝生公園整備構想検討業務	30
事例 27-⑬ 高梁市立地適正化計画策定支援業務	32
事例 27-⑭ 佐倉市立地適正化計画基礎調査等業務委託	35

		事例番号	27-①
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	青森県八戸市	発注限度額	約 1800 万円 (税込)
業務区分	交通計画 (交通施設計画)	実施年度	平成 26 年度
業務名称	八戸駅前広場整備基本計画策定業務		
業務概要	本業務は、現在暫定供用している八戸駅西口駅前広場の本格整備に向けた、具体的な整備計画について検討を行うものである。		
主な業務内容	<p>西口駅前広場の本格供用を契機に、現在の利用実態が東口に偏りが生じていることによる、交通問題等の解決のために、分担する施設の再配置等、利便性向上も盛り込んだ広場整備の基本計画を策定する。</p> <p>(1) 現況と課題の整理 (2) 基礎調査 (3) 整備目標 (役割・機能等) の検討 (4) 整備計画 (交通処理施設・動線・交差点計画・環境施設) の検討 (5) 検討委員会の運営支援 (6) 実現化方策 (整備手法) の検討 (7) 駅前広場整備基本計画の取りまとめ (8) 計画図の作成、概算工事費の算定</p>		
参考ポイント 1 A. 参加資格 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計共同体での参加が可能であり、適切な役割分担による業務遂行が図れる事例として参考になる。 ・会社の資格要件は、一般的な社会限定、「土木関係建設コンサルタント業務」に登録、「都市及び地方計画」又は「建設環境」に登録していることが要求されている。 ・同種・類似業務として、駅前広場等交通結節施設における整備にかかる基本計画策定業務、同基本設計、詳細設計等業務が要求されている。 ・また、配置技術者資格としては、総合技術監理部門、建設部門 (都市及び地方計画または建設環境) の技術士、博士 (工学)、RCCM (都市及び地方計画)、土木学会認定技術者 (特別上級、上級、1 級) のいずれかを有することとしており、適正な資格要件となっている。 		
参考ポイント 2 B. 参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ・関係図書をホームページより入手方法できること、並びに参考資料の配布 (請求により入手) について記載されている。 ・一般公開の難しい関連資料を提供するため、守秘義務を負うことを明記した資料請求申請書の提出を求めた上で資料を貸与しており、プロポーザルに際して情報提供する方法として参考となる。 		

<p>参考ポイント3 C. 仕様書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場の計画策定を目的とする具体的な業務であるため、募集時に詳細な仕様書を示し、これを基本として契約・実施している。 ・仕様書には、業務内容を作業項目に分けて調査・検討する事項が詳しく示されており、企画提案では「仕様書等を熟読し遵守すること」としている。 ・また、最優秀提案者が決定した後に、提案内容を仕様書の業務内容に照らして具体的な履行条件について詳しく協議・調整し、合意を図るとしている。
<p>参考ポイント4 F. ヒアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングにおいて「予定技術者の取り組み姿勢等（①取組意欲、コミュニケーション能力 ②地域精通度、地域連携内容）」を審査（選考）基準としており、ヒアリングを実施する目的が明確である。 ・プレゼンテーションに係る評価については、予定技術者の取り組み姿勢等に対する配点が15%を占め、評価配点比率が高い。[15/100] ・プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度と適切な時間配分となっている。 ・選考会・プレゼンテーションの実施日時を事前に明示しており、出席者の日程調整が図りやすくなっている。 ・プレゼンテーション等の出席者は管理技術者を基本としているが、担当者2名の同席を認めており、過度に出席者要件を制限していない。 ・プレゼンテーションでは、パソコンの使用を認め、積極的な取り組み意欲やコミュニケーション能力を求めている。
<p>参考ポイント5 H. 結果公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提出者全てに文書及び電子メールで結果が通知される。 ・特定された企画提案書について、審査、評価及び選定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、契約後、HPに公開される。企画提案書の公表については望ましくない。
<p>参考ポイント6 K. その他 (著作権等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の著作権について明記されている。 <ul style="list-style-type: none"> －提出書類の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはない。
<p>推薦者のコメント・解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい事例」とした推薦理由 <ol style="list-style-type: none"> 1 業務に相応しい参加資格 2 仕様書が明瞭 3 特定テーマが業務に相応しい 4 特定テーマの数が妥当 5 評価項目や基準が客観的で分かりやすい 6 技術点を重視 7 評価結果が適切に公表される

参考資料（参考となる箇所の写し等）	事例番号	27-①
<p>A. 参加資格に関する資料</p> <p>3 参加資格</p> <p>本業務委託の参加資格は次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 平成25年度及び平成26年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。</p> <p>(2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録部門に「都市計画及び地方計画」又は「建設環境」を有する者であること。</p> <p>(3) 当該委託業務に類似する業務を1年以上（平成26年4月1日現在）営んでいること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第1項及び第2項各号）の規定に該当しないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請している者でないこと等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。</p> <p>(6) この公告の日から本業務委託契約時まで、八戸市建設業者等指名停止要領（平成16年6月1日実施）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(7) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条3号に該当することより、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、本市が行う事務事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p> <p>(8) 国税及び地方税に未納がないこと。</p> <p>(9) 平成16年4月1日以降に元請人又は共同企業体の構成員（代表者である者に限る）として、同種又は類似の業務実績を1件以上有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種実績：駅前広場等の交通結節施設における整備にかかる基本計画の策定業務 ・類似実績：駅前広場等の交通結節施設における整備にかかる基本設計、詳細設計等の業務 <p><u>東北地方内で実施した業務実績を有している場合は、加点評価する。</u></p> <p>ただし、いずれの場合も再委託による業務の実績を除く。</p> <p>(10) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。</p> <p>1) 共通事項</p> <p>配置予定技術者は、企画提案書に記載された所属の企業に、公告日の3か月以上前から雇用されている者とする。</p> <p>原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。</p> <p>管理技術者とは、別の者を担当技術者として配置することができる。</p> <p>照査技術者は管理技術者および担当技術者を兼ねることはできない。</p> <p>2) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績</p> <p>対 象：管理技術者及び照査技術者</p> <p>平成16年4月1日以降に完了した業務の中から、管理技術者、又は担当技術者として(9)に示した同種業務、類似業務への従事経験を1件以上有する者でなければならない。</p> <p>なお、担当技術者には特段の実績は求めないが、(9)に示した同種・類似業務に従事した実績がある場合は加点評価する。</p> <p>3) 配置予定技術者の資格</p> <p>管理技術者および照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する（登録した）者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画または建設環境） ・技術士（建設部門：都市及び地方計画または建設環境） ・博士（工学） ・R C C M（都市計画及び地方計画） ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） <p>なお、担当技術者には特段の資格は求めないが、前記資格のいずれかを有する場合、加点評価する。</p> <p>4) 手持ち業務量</p> <p>公示日現在の手持ち業務量（プロポーザル方式により特定後未契約のものを含む）は下記のとおりとする。</p>		

対 象：管理技術者及び担当技術者

業務量：全ての手持ち業務の契約金額の合計が4億円未満かつ業務件数が10件未満

※手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者である業務で契約金額500万円以上の業務。

○配置予定技術者の要件一覧

配置予定技術者	雇用関係	技術者変更	業務実績	資格	手持ち業務	兼務
管理技術者	企画提案提出企業における3か月以上の雇用関係	業務期間内の変更は原則不可	同種・類似業務 過去10年に1件以上	有資格者	合計4億未満 10件未満	担当技術者との兼務可
照査技術者			同種・類似業務 過去10年に1件以上	有資格者	—	兼務不可
担当技術者			求めない	求めない	合計4億未満 10件未満	管理技術者との兼務可

※各項目における条件詳細は上記のとおり

		事例番号	27-②
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	埼玉県桶川市	発注限度額	約 2800 万円 (税込)
業務区分	プロジェクトマネジメント	実施年度	平成 27 年度
業務名称	桶川市坂田地区公共施設等整備支援業務委託		
業務概要	本業務は、桶川市が実施する坂田地区における公共施設等の整備事業において、事業スキームの詳細検討から開発事業者の公募、選定に係る一連の業務、契約締結等に係る業務の支援を一貫して行うものである。		
主な業務内容	<p>第 1 節 民間活力導入可能性調査</p> <p>(1) 前提条件の整理</p> <p>(2) 意向調査</p> <p>(3) 事業スキーム検討</p> <p>(4) 財政効果検討</p> <p>(5) 総合評価</p> <p>第 2 節 アドバイザリー業務</p> <p>(1) 事業スキーム精査</p> <p>(2) 実施方針等作成</p> <p>(3) 募集要項等作成</p> <p>(4) 選定基準等作成</p> <p>(5) 募集要項等公表</p> <p>(6) 審査委員会</p> <p>(7) 契約交渉支援</p> <p>(8) 契約書等作成</p> <p>(9) 不動産鑑定</p>		
参考ポイント 1 A. 参加資格	・当該業務と同様な業務分野の実績、業務遂行手法実績として、国・地方自治体から元請受注した PPP / PFI 手法における民間活力導入可能性調査及びアドバイザリー業務実績が要求されている。		
参考ポイント 2 J. 契約	・債務負担行為による 2 年度にまたがった複数年契約である。 －募集要領（説明書）の履行期間に 2 年継続事業と明記があり、契約予定額にも各年度の予定額が明記されている。		
参考ポイント 3 K. その他 (著作権等)	・提出書類の著作権について明記されている。 －提出された企画提案書等の著作権は、作成した者に帰属する。		
推薦者のコメント・解説	・「参考となる事例」とした推薦理由 3 複数年継続の可能性		

		事例番号	27-③
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	東京都北区	発注限度額	約 648 万円 (税込)
業務区分	交通計画 (交通計画に係る調査・分析・予測)	実施年度	平成 27 年度
業務名称	北区バリアフリー基本構想策定委託		
業務概要	本業務は、区全域についてのバリアフリー化の状況や区の抱える課題や重点整備地区選定の要件を整理するため、基礎調査と分析を行い、全体構想を策定するものである。		
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 基礎データの整理 (2) 現構想に基づく特定事業の実施状況の把握 (3) 区民による特定事業の事後評価 (4) 構想改定に向けた課題の整理 (5) 区全体のバリアフリー化の基本方針の検討 (6) 構想改定の方針・進め方の検討 (7) 協議会及び区民部会の運営支援 (各 3 回開催) (8) 区民等への周知 (9) 報告書のまとめ 		
参考ポイント 1 B. 参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書提出時に参考資料を貸与している。 ・契約は単年度契約であるが、提案書では 4 年間 (27~30 年度) の取り組みを求めているため、区が想定している予定業務を参考資料として提示している。 		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー構想見直しのため、基礎情報の洗い直しから地域別構想や事業計画の作成、協議会運営等を行う業務であり、募集時は仕様案を示さず、業務の目的や業務内容、関連情報を示した説明資料に基づき、具体的な実施手法や進め方の提案を求めている。 ・募集時のプロポーザル実施説明書には募集の趣旨や予定する複数年 (4 年) の業務内容、関連情報等を詳しく示し、企画提案を求めている。 ・的確な実施手法や手順等の提案を求めているため、業務内容は各年度ごとの主な予定業務を示し、業務の全体像やポイントを把握しやすいよう配慮している。 ・また契約時に締結する仕様書については、企画提案書を基に区と協議し、提案事項を反映した業務仕様の内容を決定するとしている。 		
参考ポイント 3 E. 期間・枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は 36 日間と余裕がある 		
参考ポイント 4 F. ヒアリング (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション及び質疑応答に関して、「説明」、「コミュニケーション能力」、「北区に対する知識等」、「業務の理解度、知識等」、「業務遂行能力」、「意欲」、「独創性」の 7 つの項目により評価しており、プレゼンテーション (ヒアリング) を実施する目的が明確である。 ・プレゼンテーション (ヒアリング) の実施に係る発注者の負担を緩和し、業務遂行に信頼性のある適切な提案者を選定するため、一次審査においてプレゼンテーション (ヒアリング) 対象事業者の選定を行っている。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション（二次審査）の出席者は、実施体制表に記載の管理技術者又は担当技術者としており、過度に出席者要件を制限していない。
推薦者のコメント・解説	<ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい事例」とした推薦理由 <ol style="list-style-type: none"> 1 業務に相応しい参加資格 2 仕様書が明瞭 3 特定テーマが業務に相応しい 7 評価結果が適切に公表される

F. ヒアリングに関する資料

別紙 1

審査基準

■第一次審査

1. 事業者、担当者及び見積、実施スケジュールの評価

評価項目	様式	評価基準
業務実績	4	バリアフリー基本構想策定業務等の受託実績
見積金額	5	予定価格に対する見積価格及び内訳内容等の評価
実施体制1	6-1	社内体制（専任制、支援・協力体制）等の充実の評価
実施体制2	6-2	管理技術者の資格・業務履歴・担当業務の評価
実施体制3	6-3	主たる担当技術者の資格・業務履歴・担当業務の評価
実施体制4	6-4	補佐する担当技術者の資格・業務履歴・担当業務の評価
実施スケジュール	7	業務内容と協議会等の開催時期、周知等が適切であるか

2. 企画提案内容の評価

評価項目	様式	評価基準
現状課題等	3 課題1	バリアフリーに関する北区の現状や課題等に関する評価
基礎調査等	3 課題2	バリアフリー基本構想策定に必要な基礎調査等に関する評価
全体構想等	3 課題3	バリアフリー基本構想（全体構想）を策定するうえでの評価
重点整備地区等	3 課題4	重点整備地区を策定するうえでの評価
特定事業計画等	3 課題5	特定事業計画を策定するうえでの評価

■第二次審査

プレゼンテーション及び質疑応答の評価

評価項目	評価基準
説明	提案内容の説明が明確でわかりやすいか。
コミュニケーション能力	質問を的確に理解し、回答が明快で適切であるか。
北区に対する知識等	北区の現状及び課題を的確に認識しているか。
業務の理解度、知識等	本業務の目的及び内容を十分に理解し、委託業務に関する知識を十分に有しているか。
業務遂行能力	業務経験等が十分か。業務を任せられるか。
意欲	意欲が感じられるか。
独創性	独創性があるか。

※区内業者は加点評価します

		事例番号	27-④
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	青森県八戸市	発注限度額	約 1100 万円 (税込)
業務区分	都市・地域経営 (産業政策)	実施年度	平成 27 年度
業務名称	八戸市新産業団地開発基礎調査		
業務概要	<p>本業務は、新たな産業団地開発に向けた候補地絞り込みのための基礎的資料とするために、複数の候補地を抽出し、各候補地の特性 (場所、広さ、開発に係る関係法令等) の調査を実施するものである。</p>		
主な業務内容	<p>(1) 立地拠点調査 都市計画等を勘案した将来の八戸市を想定し、今後対象とすべき地域企業 (物流業、倉庫業、製造業、卸売業、小売業等を営む) に望ましい地域を複数検討・選定する。</p> <p>(2) 事業可能性調査 各々の地域における開発区域の広さ、機能などを複数想定し、工事費概算、事業推進フロー、開発に係る関係法令等を調査する。</p>		
参考ポイント 1 B. 参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会を実施して情報提供を行っている。 		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・「企画競争仕様書」として作成されており、目的、検討事項とその要点、調査事項等が簡潔に記述されている ・また、契約時の仕様書については、「企画提案の内容をより精度の高い調査とするため、市と打合せる」としている 		
参考ポイント 3 E. 期間・枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は 42 日間と余裕がある 		
推薦者のコメント・解説	<ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい事例」とした推薦理由 <ol style="list-style-type: none"> 1 業務に相応しい参加資格 2 仕様書が明瞭 3 特定テーマが業務に相応しい 4 特定テーマの数が妥当 5 評価項目や基準が客観的で分かりやすい 		

		事例番号	27-⑤
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	東京都大田区	発注限度額	約 1340 万円 (税込)
業務区分	公園緑地計画	実施年度	平成 27 年度
業務名称	東調布公園再整備基本構想		
業務概要	<p>本業務は、老朽化した東調布公園の各種公園施設の利用状況を把握すると同時に、東調布公園水泳場を含めた、区内の 3 公園水泳場の在り方を検討し、公園利用者のニーズや調布地域の特性を考慮しながら、東調布公園全体の再整備の基本的な構想を策定する。</p>		
主な業務内容	<p>(1) 現状把握 (2) 分析評価 (3) 基本構想の検討および方針設定 (4) 監理・運営方法の検討 (5) 基本構想図の作成 (6) 概算工事費の算出 (7) 庁内検討会および関係機関協議資料の作成 (8) 照査 (9) 鳥瞰図または透視図の作成</p>		
参考ポイント 1 A. 参加資格 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> 公園の再整備を目的とし、水泳場や合流式下水道改善を考慮した基本構想策定業務であることから、業務を遂行するのに適切な参加要件となっている。 会社の参加要件として、一級建築士事務所、建設コンサルタント「下水道部門」「造園部門」「都市計画及び地方計画部門」登録、過去 10 年間の会社実績として、「公園計画に関する検討」、「下水道関連施設の地下構造物検討」、「公共施設再編検討」が要求されている。 過去 10 年間の管理技術者・担当技術者実績として、「公園計画の基本計画、基本設計、実施設計」、「下水道関連施設の地下構造物の基本計画・設計・実施設計」、「公共施設再編業務」と適切な業務実績が要求されている。 		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書(案)として作成されており、目的、検討事項とその要点が明瞭に示されている。 また、一部業務に関しては「プロポーザルの技術提案に記載した調査を実施する」とされており、契約時には提案内容を反映した仕様書が作成されるものと思われる。(具体的にどのように調整するかは明確にされていない) 		
参考ポイント 3 I. 価格 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> 対象物件の諸元や図面が提示され、積算しやすく、適切な調査方法を提案しやすい。 		

推薦者のコメント・解説	・「望ましい事例」として推薦理由 1 業務に相応しい参加資格 2 仕様書が明瞭 3 特定テーマが業務に相応しい 4 特定テーマの数が妥当
-------------	--

A. 参加資格に関する資料

2. 参加資格

- (1) 対象業務における大田区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。及び、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 大田区競争入札等参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 大田区契約関係暴力団等排除措置要項に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 経営不振の状態(民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされたとき、会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続を行ったとき)にないこと。
- (7) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (8) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく「下水道部門」「造園部門」「都市計画及び地方計画部門」の建設コンサルタントの登録を受けていること。
- (9) 過去10年以内に会社の業務実績として、下記の何れかの業務実績を有しているもの。
 - ① 公園計画に関する検討を行った業務
 - ② 下水道関連施設の「地下構造物」の検討を行った業務
 - ③ 公共施設の再編の検討を行った業務

*上記業務は、同一業務でなくても良いものとする。
- (10) 過去10年以内に管理技術者および担当技術者の業務実績として、下記の何れかの業務実績を有しているもの。
 - ① 公園計画の基本計画、基本設計、実施設計に関する何れかの業務
 - ② 下水道施設の「地下構造物」の基本計画、基本設計、実施設計に関する何れかの業務
 - ③ 公共施設の再編に関する業務

*上記業務は、同一業務でなくても良いものとする。

I. 価格に関する資料

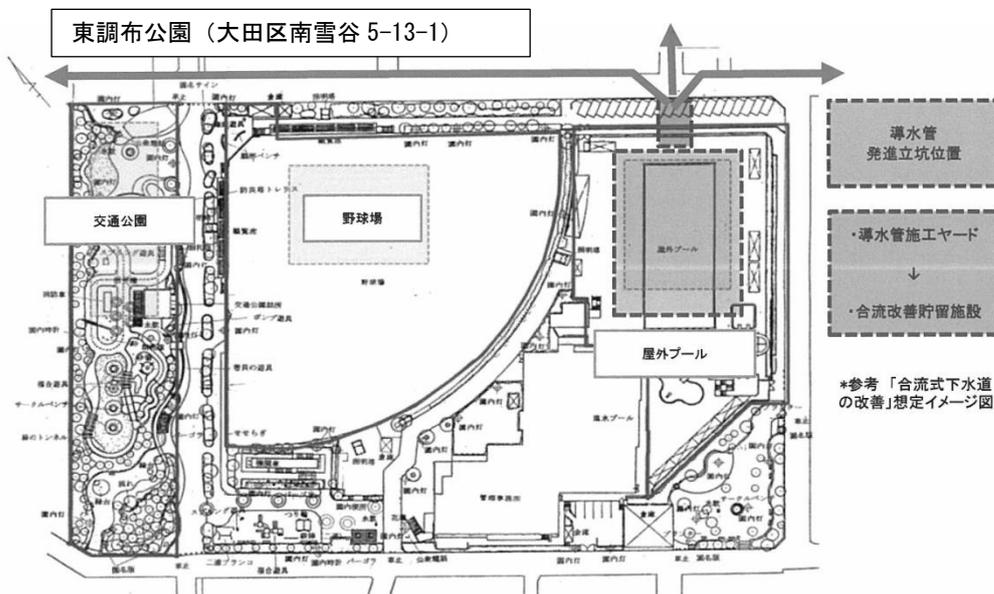
② 「大田区内公園運動施設（水泳場）」

大田区内の公園運動施設（水泳場）の現況把握として、東調布公園を含めた区内3公園水泳場の利用実態および特性を把握する。

プール名	所在地	屋外プール規模	屋内プール規模
平和島公園 プール	平和島 4-2-2	・50m ² プール (50m×21m) ・子供用プール (広さ 420 m ²)	・25m ² プール (25m×15m) ・幼児用プール (20m×5m)
東調布公園 プール	南雪谷 5-13-1	・50m ² プール (50m×20m) ・ウォータースライダー (全長 34m 他)	・25m ² プール (25m×15m) ・子供用プール (20m×5m)
萩中公園 プール	萩中 3-26-46	・50m ² プール (50m×21m) ・ウォータースライダー (全長 63m 他)	・25m ² プール (25m×11m) ・ウォータースライダー (全長 56m 他)

*上記、公園水泳場の他に

「矢口区民センター温水プール (矢口 2-21-14) ・25m屋内温水プール」



		事例番号	27-⑥
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	北陸地方整備局	発注限度額	450～500万円（税込）
業務区分	都市・地域経営（都市再生）	実施年度	平成27年度
業務名称	北陸地方における地方都市再生に向けた整備等に関する調査業務		
業務概要	本業務は、北陸地方における地方都市再生に関する調査・分析をした上で、北陸地方にふさわしい整備のあり方を検討し、地方公共団体が取り組む地方都市再生に役立てることを目的とする。		
主な業務内容	(1) 北陸地方におけるまちなか居住に向けた整備等のあり方検討 (2) 都市再生に向けた整備、市民団体などの取り組み事例等調査 (3) 北陸発まちなか居住推進協議会の運営補助 (4) 北陸地方における地方都市再生のための総合的な支援策の手引き「北陸発まちなか再生のすすめ」の改訂 (5) 報告書の作成		
参考ポイント1 A. 参加資格 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計共同体での参加が可能であり、適切な役割分担により業務遂行が可能な業務である。 ・地方都市再生に向けた整備等に関する調査を目的とすることから、総合技術監理部門一建設、建設部門の技術士・RCCMの技術者資格、中心市街地活性化又は既成市街地に関する業務、都市計画に関する業務実績を同種・類似業務実績として要求しており、適切な参加資格となっている。 		
参考ポイント2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書（案）として作成されており、目的、検討事項とその要点、調査項目等が明瞭に示されている ・特記仕様書（案）により契約書を作成するとしているが、技術提案書の特定後に「提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある」としている。 		
参考ポイント3 E. 期間・枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・期間は57日間と余裕がある ・枚数はA4版1枚と少ない 		
参考ポイント4 F. ヒアリング (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングの評価対象となる評価基準が明示されており、ヒアリングを実施する目的が明確である。 ・ヒアリングの実施に係る発注者の負担を緩和し、業務遂行に信頼性のある適切な提案者を選定するため、一次審査において技術提案書の提出者の選定を行っている。 ・事前にヒアリング実施日時が複数日、明示されている。具体のヒアリング日時は協議の上、決定することとしており、出席者の日程調整が図りやすい方法をとっている。 ・ヒアリングの出席者は基本的に予定管理技術者であるが、書面による申し出により予定担当技術者（1名）又は若手技術者（1名）の出席を認めている。（本 		

	業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。)
参考ポイント5 G. 評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「評価項目」、「評価の着眼点（判断基準）」、「評価のウェイト」が詳細に明示されており、分かりやすい表現となっている。 ・技術提案書を特定するための評価基準（二次審査）において、「実施方針・実施フロー・工程表・その他」、「評価テーマに対する技術提案」に係る評価配点が75%を占め、技術点を重視している。[150/200] ・発注者・提案者双方の負担を緩和するため、二段階選定により審査を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> [技術提案書の提出者を選定するための基準]： 技術提案書の提出者として、参加表明書（提案者及び配置予定技術者の同種又は類似業務等の実績、配置予定技術者の資格、手持ち業務量等）の審査により3～5者を選定する。 [技術提案書を特定するための評価基準]： 予定技術者の経験・評価、実施方針、評価テーマ、参考見積りに関して、ヒアリングにより技術提案書を特定する。 ・企業に関する評価基準では、同種又は類似実績のほかに「優良業務表彰実績」、「本整備局及び周辺での受注実績」を評価対象に加えている。
参考ポイント6 H. 結果公表	<ul style="list-style-type: none"> ・特定者・非特定者各々電子入札システム・書面で結果と理由が通知される。 ・A社・B社など匿名表記であり、総得点、評価項目ごとの配点等がわかるが、順位はわからない。非選定理由について電子入札システムで説明を求めることができる。
推薦者のコメント・解説	<ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい事例」とした推薦理由 <ol style="list-style-type: none"> 1 業務に相応しい参加資格 2 仕様書が明瞭

参考資料（参考となる箇所の写し等）	事例番号	27-⑥
<p>A. 参加資格に関する資料</p> <p>(4) 業務実施上の条件</p> <p>1) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。</p> <p>① 同種又は類似業務等の実績</p> <p>参加表明書を提出する者は、平成17年度～26年度に元請けとして完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した下記 [1] 若しくは [2] の実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）</p> <p>設計共同体の場合は、構成員が分担する業務について下記 [1] 若しくは [2] の実績を1件以上有すること。</p> <p>[1] 同種業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の中心市街地活性化又は既成市街地に関する業務</p> <p>[2] 類似業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の都市計画に関する業務</p> <p>② 実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成14年9月5日付け国官技第142号）、「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成20年9月26日付け国官技第126号）及び「地方整備局委託業務等成績評定要領」（平成23年3月28日付け国官技第361号）に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。</p> <p>③ 北陸地方整備局発注（港湾空港関係事務に関するものを除く）の平成23年度～26年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務の企業成績評定の平均点が、60点以上であること。</p> <p>なお、当該期間の北陸地方整備局発注業務の業務成績を評価できない場合は、この限りではない。</p> <p>2) 配置予定技術者の資格に対する要件は、以下のとおりとする。</p> <p>以下のいずれかの資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（土地・建設産業局(旧総合政策局も含む。以下同じ。)建設市場整備課)を受けている必要がある。</p> <p>なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p> <p>選定通知の日は平成27年8月12日（水）を予定する。</p> <p>① 予定管理技術者、及び予定担当技術者に求める資格</p> <p>予定管理技術者が以下の要件を満たさない場合は、技術提案書の提出者として選定されない。</p> <p>予定担当技術者については以下の要件を満たさない者でも配置可能であるが、技術提案書を特定するための評価のウェイトは0点となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門一建設） ・技術士（建設部門） ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） <p>3) 配置予定技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績</p> <p>① 予定管理技術者</p> <p>予定管理技術者は、1) 参加表明書の提出者に対する要件に示される実績を有すること。（再委託による業務の実績は含まない）ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。</p> <p>② 予定担当技術者</p> <p>予定担当技術者は、平成17年度～26年度に完了した業務において、公共事業を実施する国、都道府県、政令市、市町村が発注した下記 [1]、[2] の実績を有していれば優位に評価する。担当技術者が複数の場合には、各担当技術者がそれぞれ担当する業務内容に対応する下記の実績を有していれば優位に評価する。（再委託による業務の実績は含まない）ただし、管理技術者又は担当技術者として担当した業務とする。</p> <p>[1] 同種業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の中心市街地活性化又は既成市街地に関する業務</p> <p>[2] 類似業務：国、都道府県、政令市、市町村発注の都市計画に関する業務</p>		

4) 手持ち業務量

手持ち業務量とは、平成27年7月23日現在で、管理技術者等又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の全ての業務（全ての発注機関の全ての業種）を言う。但し、照査技術者としての業務は除く。

なお、平成27年7月23日現在の手持ち業務量には、本業務は含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。（以下、同じ）

① 予定管理技術者

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

予定価格1,000万円を超える業務については、平成27年7月23日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

その上で、予定管理技術者等（土木関係建設コンサルタント業務においては管理技術者、測量又は地質調査業務においては主任技術者、補償コンサルタント業務においては主任担当者をいう。）が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、選定しないものとする。

特定までの間に、予定管理技術者等が上記の手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を書面（様式は自由）で報告するものとし、契約の相手方として特定しないものとする。

本報告をせずに特定された場合には、その特定を取り消すとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、特定後契約までの間に、上記の手持ち業務量の制限を超えた場合には、特記仕様書、履行期間中の手持ち業務量の取り扱いと同様とする。

② 予定担当技術者

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

また、特定後契約までの間に、上記の手持ち業務量の制限を超えた場合には、特記仕様書、履行期間中の手持ち業務量の取り扱いと同様とする。

F. ヒアリングに関する資料

11. ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う

- ① 実施場所：北陸地方整備局建政部 2階共通打合せ室
- ② 実施日時：平成27年9月1日（火）～平成26年9月2日（水）
- ③ ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
- ④ 出席者：予定管理技術者（又は予定担当技術者）

入札参加者は、予定管理技術者の随行者として予定担当技術者又は技術提案書提出者と直接的雇用関係がある若手技術者をヒアリングに参加させたい場合は、その旨を書面により申し出、事前に同意を得るものとし、予定担当技術者1名又は若手技術者1名の出席を認めるものとする。

但し、ヒアリングに関する発言は、予定管理技術者が行うものとする。

また、予定管理技術者の代理として予定担当技術者が出席する場合は、その旨を書面により申し出、事前に同意を得るものとし、随行者の出席は認めない。

(2) ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知する。

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) 事故、異常気象等のやむをえない理由以外にヒアリングを欠席した場合は、10.(1)の2)及び3)を加算しない。

		事例番号	27-⑦
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	東京都練馬区	発注限度額	約 324 万円 (税込)
業務区分	コミュニティデザイン (まちづくり)	実施年度	平成 27 年度
業務名称	都市計画道路の整備に向けた大泉学園駅南側地区まちづくり検討委託 (その 1)		
業務概要	本委託は、区のこれまで実施してきた検討結果を踏まえ、区立大泉第二中学校の教育環境を保全するとともに、地域の課題解決に資する都市基盤整備を着実に実施するために行うものである。		
主な業務内容	<p>平成 27 年度の業務内容</p> <p>(1) 現況調査等</p> <p>(2) 都市計画道路補助 135 号線および補助 232 号線の既存検討内容の整理</p> <p>(3) 地域における課題の抽出</p> <p>(4) 大泉学園駅南側地区まちづくりの方向性の検討</p> <p>(5) その他、会議等資料の作成</p> <p>なお、企画提案は平成 27 年度のほか、平成 28 年度～29 年度を含めた 3 年度分で行うものとする。平成 28 年度～29 年度の作業内容 (予定) は以下のとおりである。</p> <p>(1) まちづくり構想の検討</p> <p>(2) 街路事業の概要検討</p> <p>(3) 事業スキームの検討</p> <p>(4) 課題の抽出と対応策の検討・整理</p> <p>(5) 関係者会議の運営支援 (庁内および地域でそれぞれ 2～3 か月に 1 回のペースで開催予定)</p> <p>(6) まちづくりニュースの作成 (3000 部程度を 2 回) (企画、文案作成、印刷)</p>		
参考ポイント 1 A. 参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同企業体での参加が可能であり、適切な役割分担により業務遂行が図れる。 ・ 都市計画道路の整備に向けた駅周辺地区のまちづくり検討を目的とするが、参加要件として、一般的な社会制限及びまちづくりに関する業務実績のみとなっており、会社規模・実績等が問われない門戸の広い参加要件となっている。 		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集時の基本仕様書として作成し、また最長 3 年間契約する場合を念頭に置き当該年度の業務の目的、業務内容に加えて以降 2 ヶ年を含む計 3 ヶ年の業務計画を簡潔に示している。 ・ 契約時の仕様書に関しては、募集要項では「受託候補者と区の協議により、委託業務の詳細な内容を決定する」としている。 		

<p>参考ポイント3 D. 技術提案 (資料参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・求める内容として以下の3点を明記しており、具体的・明瞭である。さらに、強調すべき個所に下線表示をしている。 ①基本仕様書(別紙1)を踏まえ、貴社の本業務に臨む基本的な考え方、特徴、強みを記載すること ②本業務の目的を実現するにあたり、<u>地域の課題抽出</u>、<u>解決に向けた手法の提示</u>、<u>事業スキームの検討</u>、<u>地域住民との合意形成の方法等</u>について提案すること ③また、事業を進めていくうえで<u>想定される課題の設定</u>および<u>その解決策</u>も提案すること
<p>参考ポイント4 F. ヒアリング</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二次審査のプレゼンテーション・ヒアリングに関する評価項目において、「説明」、「受け答えの的確性」、「説得力」を評価する基準としており、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する目的が明確である。(配点の記載はない。) ・プレゼンテーション20分、ヒアリング10分と適切な時間配分となっている。 ・プレゼンテーション・ヒアリングの実施に係る発注者の負担を緩和し、業務遂行に信頼性のある適切な提案者を選定するため、一次審査においてプレゼンテーション・ヒアリング対象企業の絞り込み選定を行っている。 ・プレゼンテーションの日程を事前に明示しており、出席者の日程調整が図りやすくなっている。 ・説明者は、本業務を受注したときの主な担当となる者、2名以内とし、過度に出席者要件を制限していない。
<p>参考ポイント5 H. 結果公表 (資料参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき、採点表、評価項目の配点等とともに、選定委員名簿が公開される価格以外の評価点について、入札情報システムにより公表される。結果の公表内容が最も詳細にわかる業務である。
<p>参考ポイント6 J. 契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度契約方式であるが、随意契約による3年間の複数年契約である。 －「成績評価が、優秀であると評価された場合、最長3年間(更新2回)の随意契約を行う」と明記されている。
<p>推薦者のコメント・解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい事例」とした推薦理由 1 業務に相応しい参加資格 2 仕様書が明瞭 5 評価項目や基準が客観的で分かりやすい 7 評価結果が適切に公表される

D.技術提案に関する記述

- **様式6関係**（様式6を企画提案書の表紙とし、内容は次のとおりとする）
 - ・提案は、平成27～29年度（3年度分）で行うこと。
 - ・A4版で10枚以内（片面印刷）とする。
（A3版を用いる場合は、片袖折りとし、A4版2枚分として換算すること）
 - ・基本仕様書（別紙1）を踏まえ、貴社の本業務に臨む基本的な考え方、特徴、強みを記載すること。
 - ・本業務の目的を実現するにあたり、地域の課題抽出、解決に向けた手法の提示、事業スキームの検討、地域住民との合意形成の方法等について提案すること。
 - ・また、事業を進めていくうえで想定される課題の設定およびその解決策も提案すること。

H. 結果公表に関する資料

3 公開対象文書および公開基準

対象文書名 (例示)		契約 締結前	契約締結後	
			契約者に 係るもの	非契約者に 係るもの*
提案事業者名		×	○	○
関する書類 事業提案に	参加表明書（公募型）	×	△	△
	事業提案書（企画提案書、受注体制文書、見積書等）	×	△	×
関する書類 法人の資格に	その他提出書類（会社組織図、会社概要、財務諸表等）	×	△	×
採点表		×	○	○
選定実施決定書		○	○	
仕様書、募集要領（評価項目、基準含む）		○	○	
評価項目の配点等		×	○	
選定委員名簿		×	○	
優先候補者決定書		×	○	

(注1) ○：公開、△：一部非公開情報を含む、×：非公開
 (注2) 「非契約者に係るもの*」には、辞退者に係る情報は含まない。
 (注3) 「一部非公開情報」とは見積書における積算単価・内訳、受注体制文書における社員情報や配置内訳（常勤・非常勤の別）などをいう。
 (注4) 契約締結前であっても、契約優先候補者決定後は、提案事業者に対して自己の採点表を情報提供することができる。

		事例番号	27-⑧
発注方式	プロポーザル	応募方式	指名型
発注者	青森県弘前市	発注限度額	約 1350 万円 (税込)
業務区分	市街地整備計画 (土地区画 整理事業計画)	実施年度	平成 26 年度
業務名称	平成 26 年度弘前駅前北地区直接施行実施計画書作成業務		
業務概要	<p>本業務は、弘前広域都市計画事業弘前駅前北地区土地区画整理事業の施行において、移転協議の不調による事業進捗の遅れが権利者に対して多大な影響を及ぼすことから、土地区画整理法第 77 条の規定に基づく施行者自らによる移転等を円滑に実施するため、直接施行実施計画書を作成するものである。</p>		
主な業務内容	<p>(1) 業務実施準備及び打合せ (2) 行政処分 (仮換地指定通知) に関する諸問題の整理 (3) 権利者との折衝経緯の検証 (4) 移転計画の策定 (5) 直接施行実施工程表作成及び整理 (6) 直接施行に関する書類の作成 (7) 直接施行実施計画書の作成 (8) 移転物件の工事実施設計書の作成</p>		
参考ポイント 1 B. 参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会を実施して情報提供を行っている。 		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の実施計画書作成が目的の比較的定型的な業務であるため、実施要領で業務の目的、業務概要を明示し、特記仕様書に検討事項とその要点等を詳細に示している。また成果品に関しても細かく記述されている。 		
推薦者のコメント・解説	<ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい事例」として推薦理由 <ol style="list-style-type: none"> 2 仕様書が明瞭 4 特定テーマの数が妥当 		

		事例番号	27-⑨
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	大阪府守口市	発注限度額	約 1000 万円 (税込)
業務区分	総合計画 (総合計画に係る調査・分析・予測)	実施年度	平成 27 年度
業務名称	守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務		
業務概要	<p>本業務は、国の総合戦略や大阪府の人口ビジョン・総合戦略を参酌するとともに、国より地域経済分析システム等により提供される、産業・人口・観光などに関する地域データやアンケート調査結果を分析しながら、守口市の「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定するものである。</p>		
主な業務内容	<p>本業務は、守口市人口ビジョン及び守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成を確実に円滑に遂行するため、作成全般の細部にわたるコンサルティング業務等を委託する。なお、業務内容については概ね以下のとおりを想定しているが、プロポーザルの提案内容等により契約締結時の委託者と受託者双方の協議により確定する。</p> <p>(1) 守口市人口ビジョンの策定支援 (2) 守口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定支援 (3) 検討組織の運営支援 (4) その他関連業務</p>		
参考ポイント 1 B. 参考情報	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に、調査分析に際して使用するデータ (国の地域経済分析システム等で提供される地域データ、アンケート調査結果) が記述されているため、提案内容の検討に際して参考になる。 質問の受付が、参加申込みに係る質問とは別に企画提案に関する質問に分けて 2 回行われるため、諸情報を踏まえた確に質問できる。 		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生に向けて「人口ビジョン」策定とともに、産業経済・観光等の地域データ分析、生活意識調査(アンケート調査)等に基づき「総合戦略」を策定する非定型業務であり、募集時の仕様書には成果として求める内容を分かりやすく示して提案を求めている。 募集時の仕様書や説明書には業務の目的、検討事項とその要点、スケジュールイメージ、成果品等を詳しく示しているが、これらは「提出者の企画提案の内容を制限するものではない」としている。 また、契約時の仕様書については「プロポーザルの提案内容等により契約締結時の委託者と受託者双方の協議により確定することになるので、業務内容に留意し、より良い提案を求める」と明記することにより、提案重視の姿勢を明確に示している。 		
参考ポイント 3 H. 結果公表 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> 2 次審査参加者全員に、自己評価点、特定事業者とその評価点、全参加者の名称及び申込順が通知される。自社と特定者との評価比較ができる点では意味がある。 		

推薦者のコメント・解説	(なし)
-------------	------

参考資料（参考となる箇所の写し等）	事例番号	27-⑨
<p>H. 結果公表に関する資料</p> <p>15 その他</p> <p>(1) このプロポーザルに参加する費用のすべては、企画提案者の負担とする。</p> <p>(2) 採用案の著作権は、守口市に帰属するものとする。</p> <p>(3) 提出書類の返却は行わない。なお、本件に係る情報公開請求があったときは、守口市情報公開条例（平成26年条例第6号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。</p> <p>(4) 提案者は、審査の経緯、結果についての異議申し立てを行うことができない。</p> <p>(5) 次の内容を契約交渉の相手方が決定した後、速やかに2次審査参加者全員に通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自己の評価点 ②最優秀提案事業者と評価点 ③全企画提案者の名称及び申込順 ④その他 		

		事例番号	27-⑩
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	東京都目黒区	発注限度額	約 503 万円 (税込)
業務区分	コミュニティデザイン (市民参加・自主まちづくり)	実施年度	平成 27 年度
業務名称	自由が丘東地区街づくり活動支援及び同地区基礎調査業務委託		
業務概要	本業務は、自由が丘駅の東側に面した地区において、再開発を含む共同化などによる街づくりを進めるための地元街づくり組織の活動を支援するとともに、再開発を含む共同化の必要性検討に資するための基礎調査業務を行う。		
主な業務内容	<p>(1) 自由が丘東地区街づくり活動支援業務</p> <p>①活動支援等</p> <p>②事務的支援</p> <p>③関係官庁・所管等に係る手続き・調整支援</p> <p>④資料等の作成</p> <p>⑤街づくりニュースの作成・配布</p> <p>⑥報告書のまとめ</p> <p>⑦その他</p> <p>(2) 自由が丘東地区共同化のための基礎調査業務委託</p> <p>①権利者現況調査</p> <p>②地区現況に関する基礎資料の作成</p> <p>③報告書の作成</p>		
参考ポイント 1 B. 参考情報	・ 区の基本構想等の情報はホームページを参照するように記載している。		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<p>・ 再開発を含む共同化等を視野に入れた街づくりの基礎調査であり、目的、検討事項とその要点等が明瞭に示されている。</p> <p>・ 仕様書は現時点の予定であり、今後の打ち合わせの中で変更する可能性があるとしている。</p>		
参考ポイント 3 D. 技術提案 (資料参照)	<p>・ 求める内容として以下の 3 点を明記しておりわかりやすい。さらに、評価の視点において、どのような観点で評価するかが明記されており、求める内容が具体的に理解できる。</p> <p>①業務に対する基本的な考え方、会議等の運営支援体制、アピールポイントを含めて記載すること</p> <p>②自由が丘東地区街づくり活動への支援業務に対する業務の効果的な実施方法、新たな取組みの提案等を記載のこと</p> <p>③基礎調査等委託について、スケジュールを記載のこと。また調査の精度を上げる工夫、実施内容の工夫、調査結果の活用・分析についても記載すること</p>		

推薦者のコメント・解説	・「望ましい事例」として推薦理由 3 特定テーマが業務に相応しい
-------------	-------------------------------------

D.技術提案に関する記述

(3) 企画書（様式自由、6部）

※下記の項目について、企画書を作成すること。

① 共通

業務に対する基本的な考え方、会議等の運営支援体制、アピールポイントを含めて記載すること。

② 自由が丘東地区街づくり活動支援業務

自由が丘東地区街づくり活動への支援業務に対する業務の効果的な実施方法、新たな取組みの提案等を記載のこと。

※委託内容は、別添仕様書を参照のこと。

③ 自由が丘東地区基礎調査業務

基礎調査等委託について、スケジュールを記載のこと。また調査の精度を上げる工夫、実施内容の工夫、調査結果の活用・分析についても記載すること。

※委託内容は、別添仕様書を参照のこと。

(3) 評価の視点

① 共通

- ・業務に対する基本的な考え方が適切で、区を取り巻く状況の変化を的確に捉えているか。
- ・業務遂行能力に優れ、国や東京都の動向、都市計画審議会・区民・区職員などの意見を反映するなど、柔軟に対応できる能力はあるか。

② 「自由が丘東地区街づくり活動支援業務」について

- ・自由が丘東地区の街づくり活動に対する支援内容
- ・新たな取組みの提案は、国・都・東京都23区の動向、目黒区の実情を踏まえているか。また実践可能なものか。

③ 自由が丘東地区 基礎調査業務」について

- ・基礎調査等を踏まえて、支援業務を確実に遂行することができるか。
- ・調査の精度を上げる工夫やアンケートにおける質問項目（東地区街づくり活動支援業務と関連する調査項目含む）及び実施内容の工夫が効果的であるか。
- ・調査、アンケートの手法は適切なものか。

④ 業務実績について

- ・市街地再開発事業の実績
- ・担当者の業務経験及び資格

⑤ 見積価格について

- ・事業費に対する見積額

		事例番号	27-⑪
発注方式	総合評価	応募方式	公募型
発注者	広島県府中市	発注限度額	約 703 万円 (税込)
業務区分	総合計画 (立地適正化計画に係る調査・分析・予測)	実施年度	平成 27 年度
業務名称	都市再構築のための調査業務		
業務概要	本業務は、中心市街地に都市機能が集約された魅力あふれるまちづくりを目指すため、現況及び将来における都市構造の調査分析や都市機能の立地等について検討するものである。		
主な業務内容	(1) 計画準備 (2) 上位・関連計画の整理 (3) 現状把握 (現況の整理、都市構造の分析) (4) 課題の整理 (都市機能を集約していくうえでの課題抽出) (5) 庁内委員会の開催支援 (6) 報告書作成 (7) 打合せ協議		
参考ポイント 1 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の提案募集であり、業務仕様書には目的・業務内容が判りやすく記述されている。 なお入札公告では、「落札者の技術評価資料等に係る部分の履行を確保し、評価内容を担保するため、契約書にその内容を記載するとともに、履行確認を行う」としており、提案内容が契約に反映されるものとなっている。 		
参考ポイント 2 D. 技術提案 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> 求める内容として以下の 2 点を明記しており、さらに求める内容について発注者としてどのように考えているか (発注者としての基本認識) を具体的に示しており、明快である。 ①業務執行体制における留意事項 ②調査項目等における留意事項 		
参考ポイント 3 G. 評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 落札者決定基準において「評価項目」、「評価基準」、「配点」が明示されており、分かりやすい表現となっている。 総合評価方式における「技術点と価格点の比率」は、2 : 1 から 3 : 2 程度が一般的である。本業務では、技術評価点 60 点、価格評価点 40 点となっており、技術点に重点を置いた標準的な配点となっている。 配置技術者に関する評価基準では、継続教育 (CPD) の取り組み状況について評価している。 		
参考ポイント 4 I. 価格 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の発注業務で、技術評価点 60 点、価格評価点 40 点 (3 : 2) とし、技術提案の評価に重きを置いている。また、予算額の上限額が明示され、業務規模・内容が積算しやすいよう配慮されている。 		

推薦者のコメント・解説	・「望ましい事例」として推薦理由 1 業務に相応しい参加資格 5 評価項目や基準が客観的で分かりやすい
-------------	---

D.技術提案に関する記述

IV 実 施 方 針	業務理解度	課題1 業務執行体制における留意事項	課題に対する理解度に応じて5段階で相対評価する 【評価の視点】 アイデアの質	12	12
				9	
				6	
				3	
				0	
		課題2 調査項目等における留意事項	課題に対する理解度に応じて5段階で相対評価する 【評価の視点】 アイデアの質	12	12
				9	
				6	
				3	
				0	

- 課題1 : 都市再構築のための調査業務を行ううえでは、経済、健康・医療・福祉、環境、防災等広い知識が必要であると考えているが、業務執行体制の工夫を如何に行うか。
・記載できる提案数は3点までとする。
- 課題2 : 都市再構築のための調査項目は全国一律ではなく都市の特性に応じた調査項目を設定すべきである。
すなわち、「都市構造の評価に関するハンドブック」の調査項目をすべて行えばよいというものではないと考えているが、調査項目の工夫を如何に行うか。
・記載できる提案数は制限しないが、提案のうち有効な上位5点について加算する。
- ※課題に対する評価については、次の項目により行う。 【現実可能であるか／具体的な内容であるか／工夫があるか】

I.価格に関する記述

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、府中市建設コンサルタント等業務条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項（以下「共通公告」という。）によるものとする。

平成27年5月18日

広島県府中市長 戸 成 義 則

- | | |
|-------------|---|
| 1 業務名 | 都市再構築のための調査業務 |
| 2 公告管理番号 | 府監公告27-13 |
| 3 業務場所 | 府中市内 |
| 4 業務の種類 | 土木関係建設コンサルタント業務 |
| 5 業務概要 | 都市再構築のための調査 一式 |
| 6 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成28年3月31日（木）まで。（検査に係る日数10日間を含む。） |
| 7 予定価格 | <u>7,032,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</u> |
| 8 最低制限価格 | 無 |
| 9 低入札調査基準価格 | 有 |
| 10 落札者の決定方法 | <u>本業務は、技術評価資料等の提出を受け、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）で行う。</u> |

		事例番号	27-⑫
発注方式	プロポーザル	応募方式	指名型
発注者	大阪府高槻市	発注限度額	約 1800 万円 (税込)
業務区分	公園緑地計画	実施年度	平成 24 年度
業務名称	(仮称) 安満遺跡芝生公園整備構想検討業務		
業務概要	本業務は、市民参加の手法を用いながら、公園の整備構想（基本構想・基本計画）の策定に向けて検討を行うものである。		
主な業務内容	(1) 公園整備構想の検討 (2) 周辺交通体系の検討 (3) 事業手法の検討 (4) 検討組織の運営サポート (5) 測量一式 (6) イメージ図		
参考ポイント 1 B. 参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の注意事項等として、業務を進める上でポイントとなるワークショップや市民アンケート等の開催、事業手法、スケジュール等の基本的情報を提供している。 		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡の保存・継承と防災公園の整備を目的とした構想策定業務であり、プロポーザルで示されたデザイン・アイデア提案を、市民意見等も踏まえて審査会※が選定するとしている。 ※学識経験者等で組織した企画コンペ審査会 ・募集時の仕様書は無く、説明書の業務概要として目的、業務内容、成果品等について簡潔に示している。 		
参考ポイント 3 G. 評価方法 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・選定基準（予定）として、「評価項目」、「評価事項」、「配点」が明示されているが、判断基準は、やや分かりにくい表現となっている。 ・企画コンペ審査会において、「提案書の記載内容」、「ヒアリング結果」、「市民意見等」により総合的に選考を行い、事業者を特定。（指名型・一段階選定） ・「企画提案」、「デザイン・アイデア提案」に関する配点が 75%を占め、技術点を重視した選定基準・配点となっている。[75/100] ・市民意見等に関しては、デザイン・アイデア提案書を市内各所（オープンハウス）にパネルを展示し、市民意見を聴取するとともに公園に関するアンケート調査を実施し、ここで得られた市民意見等を審査会において反映している。 ・「見積価格」を評価し、配点比率がやや高い。[10/100] 		
参考ポイント 4 H. 結果公表 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画コンペ審査会により事業者が特定、応募者全員に、文書で結果が通知される。提出されたプロポーザルの公表（事業者情報は含まない）及びデザイン・アイデア提案については市内各所に掲示され、公表の程度は極めて高い。 		
推薦者のコメント・解説	<ul style="list-style-type: none"> ・「望ましい事例」とした推薦理由 5 評価項目や基準が客観的で分かりやすい 7 評価結果が適切に公表される 		

G. 評価方法に関する資料

1-5 プロポーザルの特定

学識経験者等で組織する企画コンペ審査会（予定）において、提案書の記載内容、ヒアリング結果、市民意見等により総合的に選考し、事業者を特定します。

市民意見については、デザイン・アイデア提案書を市内各所に掲示し、市民意見を聴取します。また、並行して、公園に関する市民アンケート（別紙）を実施しております。

1-6 選定基準(予定)

評価項目	評価事項	配点
事業者のポテンシャル	① 主要業務及び同種業務の実績 ② 業務の実施体制 ③ 総括責任者及び担当者の主要業務実績等	15点
企画提案	① 業務に対する姿勢・理解度 ② 業務の組立・スケジュール ③ 提案内容の実現性 ④ 市民参加の手法	30点
デザイン・アイデア提案	① 公園デザイン ② 防災機能 ③ 史跡整備 ④ 市民意見	45点
見積価格	① 業務見積の額及び適正性	10点
合計		100点

H. 結果公表に関する資料

1-7 選考結果発表

応募者全員に、文書で結果を通知します。

1-8 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の費用とします。
- (2) 提出された企画提案に関する書類は返却しません。
- (3) 市は、選定された応募者の提案に拘束を受けません。
- (4) 各事業者から提出されたプロポーザルは、事業者特定の有無に拘らず市に帰属し、本事業の参考として取り扱うこととします。
- (5) 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性、客観性を期すため、公表を予定しています。
(事業者情報は含みません) また、デザイン・アイデア提案については、市内各所に掲示します。

		事例番号	27-⑬
発注方式	プロポーザル	応募方式	指名型
発注者	岡山県高梁市	発注限度額	約 1144 万円 (2 ヶ年合計、税込)
業務区分	総合計画 (立地適正化計画に係る調査・分析・予測)	実施年度	平成 27 年度
業務名称	高梁市立地適正化計画策定支援業務		
業務概要	<p>本業務は、本誌の上位・関連計画における方向性及びこれまでの施策や事業を踏まえつつ、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を平成 30 年度中に策定するため、基礎調査や資料収集を行い、まずは都市機能誘導区域の設定及び誘導施設等の整備に関する事項を平成 28 年度までに策定するとともに、居住誘導区域設定のための素案づくりを行うための支援を目的とする。</p>		
主な業務内容	<p>(1) 計画準備 (2) 基礎調査 (3) 計画の策定 (4) 都市再生協議会の支援 (5) パブリックコメント及び説明会・都市計画審議会の支援 (6) 打合せ等 (7) その他</p>		
参考ポイント 1 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度の立地適正化計画策定を目的とした基礎調査を 27・28 年度に行うものであり、仕様書には目的、検討事項とその要点等が明瞭に示されている。 ・各年度の業務内容が示されており、業務の全体像と流れを把握しやすい。 ・なお、具体的な業務内容は提案書を踏まえて決定するとしている。(契約時の仕様書にどのように反映するかは記載がない。) 		
参考ポイント 2 D. 技術提案 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定テーマとして以下の 2 点を求めており、さらに特定テーマの評価の判断基準が示されており、記載しやすい。 ①高梁市独自のコンパクトシティ化 (立地適正化) を進めるにあたり、その問題点と解決方策について ②都市機能・居住誘導区域の設定を行うための着眼点や施策の導入方針について 		
参考ポイント 3 E. 期間・枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・枚数は A4 版 2 ページ以内と少ない 		
参考ポイント 4 I. 価格 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・2 か年継続事業で、年間の業務内容が明示されるほか、各年の上限額が提示され、見積りしやすく、業務規模・内容が判断しやすい。 ・また、特定された技術提案書の内容については、特記仕様書に適切に反映するとしており、価格と仕様のバランスが図られる可能性がある。 		

<p>参考ポイント5 J. 契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為による2年間にまたがった複数年契約である。 －実施要領（説明書）の履行期限及び契約限度額において複数年契約であることを明記されている。
<p>参考ポイント6 K. その他 （著作権等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提出した技術提案書の取扱について明記されている。 －技術提案書を返却希望する場合はその旨を提出の際に申し出ること。
<p>推薦者のコメント・解説</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「参考となる事例」として推薦理由 2 複数年継続の可能性

D.技術提案に関する記述

(3)技術提案を求めるテーマ

【テーマ1】高梁市独自のコンパクトシティ化（立地適正化）を進めるにあたり、その問題点と解決方策について

【テーマ2】都市機能・居住誘導区域の設定を行うための着眼点や施策の導入方針について

・評価の判断基準

<p>③ 評価テーマに対する技術提案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、環境、地域特性を把握し、提案との整合性がうかがえるか。 ・着眼点、問題点、解決方法等必要なキーワードが網羅されているか。 ・提案内容がわかりやすく説得力があるか。 ・提案資料について、文書表現や作図、重点箇所の整理がわかりやすく説得力があるか。 ・周辺分野、異分野技術を援用した高度な検討・解析方法の提案がなされているか。
------------------------	---

I. 価格に関する資料

【年度別業務計画の内容】

年度	内 容
27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に関する基本的な方針の決定 ・上位、関連計画整理(他部署の施策などの整理) ・人口、世帯数、高齢化率調査 ・調査等からの将来推計 ・土地利用、公共交通調査 ・公的不動産調査 ・都市機能、都市基盤施設の状況調査 ・現状課題の整理 ・都市再生協議会、都市計画審議会の運営支援 ・国、県協議支援 ・庁内会議の運営支援 <p>等</p>
28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域素案及び施策案作成 ・居住誘導区域素案作成 ・地区別説明会及び事業者等説明会支援 ・誘導施設整備事業案作成 ・立地適正化計画（都市機能誘導区域）原案作成 ・パブリックコメントの実施とまとめ ・都市再生協議会、都市計画審議会の運営支援 ・都市機能誘導区域の設定 ・成果品の作成、公表 ・居住誘導区域施策案作成 ・居住誘導区域案（立地適正化計画原案）作成 ・国、県協議支援 ・庁内会議の運営支援 <p>等</p>

		事例番号	27-⑭
発注方式	プロポーザル	応募方式	公募型
発注者	千葉県佐倉市	発注限度額	約 755 万円 (税込)
業務区分	総合計画 (立地適正化計画に係る調査・分析・予測)	実施年度	平成 27 年度
業務名称	佐倉市立地適正化計画基礎調査等業務委託		
業務概要	<p>本業務は、本誌の都市構造上の課題を踏まえ、人口の集積状況や公共交通網、都市機能や公共施設等の配置状況を勘案し、居住誘導区域や都市機能誘導区域等の設定の考え方を検討・整理するものである。</p> <p>検討に当たっては、庁内検討委員会及び、学識経験者や関係機関、公募市民等で構成する立地適正化計画作成懇話会を開催し、協議を行うものとする。</p>		
主な業務内容	<p>(1) 本市の現状把握</p> <p>(2) 立地適正化計画の基本方針の設定</p> <p>(3) 区域設定等の考え方の整理</p> <p>(4) 庁内検討委員会運営補助</p> <p>(5) (仮称) 佐倉市立地適正化計画作成懇話会運営補助</p> <p>(6) 報告書作成</p>		
参考ポイント 1 A. 参加資格 (資料参照)	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の策定を目的とするため、総合技術監理部門又は建設部門の「都市及び地方計画」の技術士、RC CM (都市計画及び地方計画部門) の技術者であることを資格要件としている。 新規分野であるため、立地適正化計画のほか、都市計画マスタープランや都市計画基礎調査解析等業務、総合計画等まちづくりに関する計画作成業務の実績を同種・類似業務として求めている。特に、立地適正化計画作成に関する業務については業務履行中のものも実績として評価しており、門戸を狭めていない。 		
参考ポイント 2 C. 仕様書	<ul style="list-style-type: none"> 新しい分野 (立地適正化計画) の業務であるため、募集時は発注者の考え方を整理した要求仕様書を示し、契約時には提案者と十分協議し、提案内容を反映した仕様により締結している。 要求仕様書は、業務の目的、検討事項とその要点等を詳しく示している他、都市の現状把握や基本方針の検討で活用すべき資料 (法令、手引・ガイドライン等) 等についても触れており、業務内容の把握、進め方の検討が行いやすい仕様書となっている。 契約については「詳細設計及び契約内容の協議を経て、締結する」と記載されており、契約前の事前打ち合わせにおいて市の要求仕様書と企画提案の調整が行われ、提案が仕様反映されている。 		
参考ポイント 3 D. 技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 特定テーマとして以下の 3 点を求めている、さらに特定テーマの評価の判断基準が示されており、記載しやすい。 ①基礎データ等の整理及び都市構造の分析を行うにあたっての評価指標及び項目の設定の考え方について ②本市の特性・地域性を踏まえた区域設定等の考え方について 		

	③提案者が受注することによる本市へのメリット又は独自の取組、追加提案等のアピールポイントについて
参考ポイント4 F. ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準に「プレゼンテーション及びヒアリング」の評価項目を設け、「取組意欲」、「質問への応答性」、「専門技術力及び知識」を着眼点として評価を行っており、ヒアリングを実施する目的が明確である。 ・プレゼンテーション等に対する評価のウェイトは、1次・2次全体の3割を占めており、ヒアリングを重視した評価基準となっている。[30/100] ・プレゼンテーションの時間は、説明 20 分以内、質疑応答 15 分以内と、適切な時間配分となっている。 ・ヒアリングの実施に係る発注者の負担を緩和し、業務遂行に信頼性のある適切な提案者を選定するため、一次審査においてプレゼンテーション及びヒアリング対象企業の絞り込み選定を行っている。 ・プレゼンテーションの日程を事前に明示しており、出席者の日程調整が図りやすくなっている。 ・プレゼンテーション時にパソコン等の利用を認めており、積極的な取組意欲等を示すなどのプレゼン能力を求めている。
推薦者のコメント・解説	<ul style="list-style-type: none"> ・「参考となる事例」として推薦理由 4 提案が仕様書に反映

参考資料（参考となる箇所の写し等）	事例番号	27-⑭
A. 参加資格に関する資料		
4. 参加方法		
(1) 参加資格		
<p>本業務のプロポーザルに参加する提案者は、公告日現在において次の要件の全てを満たすものとする。なお、複数の事業者による共同提案は認めないものとする。</p>		
<p>ア) 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）に基づく指名停止又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。</p>		
<p>イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p>		
<p>ウ) 次のいずれにも該当しないものであること。</p>		
<p>① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を超過しない者、又は前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡りした者。</p>		
<p>② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、佐倉市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。</p>		
<p>③ 警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。</p>		
<p>エ) 同一の法人、団体又は代表者が、重複して参加表明をしていないこと。</p>		
<p>オ) 平成26・27年度佐倉市入札参加資格者名簿（測量コンサルタント）のうち、「都市計画及び地方計画」に登録されている者であること。 なお、営業所等で登録している者は、当該営業所等が申請及び契約の当事者となる。</p>		
<p>カ) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づき、「都市計画及び地方計画部門」の登録をしている者であること。</p>		
<p>キ) 平成17年度以降公告日までに完了した地方公共団体発注の業務実績があること。対象業務については、下記のとおりとする。</p>		
<p>「同種業務」：立地適正化計画作成に関する業務、市町村都市マスタープラン作成業務、都市計画基礎調査解析等業務 ※なお、立地適正化計画作成に関する業務については、業務履行中のものについても実績として評価する。</p>		
<p>「類似業務」：都市計画区域マスタープラン作成業務、市町村総合計画作成業務等まちづくりに関する計画作成業務</p>		
<p>ク) 配置予定技術者の配置について、次に掲げる要件と満たしていること。</p>		
<p>① 管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うために必要な能力と経験を有している者で、技術士（総合技術監理部門又は建設部門の都市及び地方計画）、又はRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有している者を配置すること。又、担当技術者についても前記資格等を有していることが望ましい。</p>		
<p>② 管理技術者は、前記キ)に規定する履行実績があること。なお、実績については、管理技術者又は担当技術者として従事した実績であること。</p>		
<p>③ 管理技術者及び担当技術者は、参加者の組織に属していること。また、照査技術者を兼ねることはできない。</p>		
<p>④ 担当技術者は、3名までとする。</p>		
<p>⑤ 管理技術者及び担当技術者の手持ち業務について、契約金額の合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満であること。 ※手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務を指す。</p>		
<p>ケ) 業務を再委託する場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p>		
<p>① 業務の全部、又は主要な部分（総合的な企画、業務遂行管理等）を再委託しないこと。</p>		
<p>② 再委託先が、本業務におけるプロポーザル参加者でないこと。</p>		